

平成26年2月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成26年2月24日（月曜日）

平成26年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年2月24日（月曜日） 午後3時30分～午後5時

2 開催場所 南大隅町本庁大会議室

3 (1) 出席委員（15人）

| | | |
|-----|------|-----------|
| 会 長 | 6 番 | 橋 口 初 男 |
| 委 員 | 1 番 | 堂 地 初 男 |
| 〃 | 3 番 | 武 田 榮 一 郎 |
| 〃 | 5 番 | 鞍 掛 牧 生 |
| 〃 | 7 番 | 竹 之 内 勝 男 |
| 〃 | 9 番 | 徳 留 徳 次 |
| 〃 | 11 番 | 瀬 崎 寅 蔵 |
| 〃 | 12 番 | 打 越 淳 一 |
| 〃 | 13 番 | 半 田 太 志 |
| 〃 | 14 番 | 溝 田 耕 一 |
| 〃 | 15 番 | 吉 永 一 雪 |
| 〃 | 16 番 | 溝 端 正 次 |
| 〃 | 17 番 | 富 田 良 成 |
| 〃 | 18 番 | 田 中 秀 実 |
| 〃 | 19 番 | 桑 田 勇 一 |

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 101号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 102号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 103号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 104号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 105号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年2月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は15名です。10番、神園委員が欠席の届けがありました。
よって、16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、18番の田中委員と1番の堂地委員の両名を指名します。本日の会議書記
には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第101号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。申請
は6件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第101号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可
申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明しま
す。

(議案第101号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： 現地につきましては、下園公民館より山手に100m位登ったところでありまして、現
在は馬鈴薯が植えてありました。この件は、数十年前に土地の相互交換によるもので
すが、譲受人がずっと耕作しているわけですが、なぜできなかったかというところ
○さんの相続の関係で、1人が住所が判らなかったということで手続きができな
かったということでございます。耕地整備をした時点で相続者の住所が判った
ということで、相続手続きができたということで、今回の申請になったということ
であります。よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入
ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第101号受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

次に受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページです。

(議案第101号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： この件も先程の〇〇〇〇さんと同じでございます。〇〇〇〇さんより2段下でございます。字図を見ていただきますと、先程が〇〇〇〇番〇、今回が〇〇〇〇番〇でございます。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号受付番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第101号受付番号2番は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第101号受付番号3番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは8ページです。

(議案第101号受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： 役所前〇〇〇〇番〇の田は、横馬場から西本への国道沿いでもございまして、水稻が植えてございまして、それから一番下の北鍋塚〇〇〇〇番は野尻野でもございまして、畑でもございまして、下から3筆、駄竹山は大川と石走の間にあり、枇杷が植えてあります。後の田・畑については、大川から下園まで点在しておりまして、現在、馬鈴薯や豆類が栽培してありまして、綺麗に整備がしてありました。親子間の移転でありますし、現在は譲受人が耕作していることから問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号受付番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第101号受付番号3番は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第101号受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは26ページです。

(議案第101号受付番号4番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議 長： 14番、溝田委員。

14番： 現地は根占川北の雄川橋から上流へ抜ける広い水田地帯で、川南の諏訪神社の反対の水田地帯です。現在は牧草が植えてありました。申請人の両者は兄弟の関係でありまして、40年以上譲受人が水稲や牧草を作付されています。今後も本人が耕作を続けるということでありまして、何も問題ないと思われまます。以上です。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号受付番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第101号受付番号4番は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第101号受付番号5番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは28ページです。

(議案第101号受付番号5番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7番： 7番、竹之内です。

議 長： 7番、竹之内委員。

7番： 22日に現地調査を行いました。この場所は旧滑川小学校跡地前の県道から大柄根の自治会を通って東側にあります。まず、字無地ラカ迫の水田3筆は、圃場整備をした真ん中あたりにあります。そして湯ノ元迫の水田1筆ですが、同じ地区の並びにございま

す。現在、早期水稻の植付準備をされているところをごさいますて、この一帯は2年位前から飼料米の作付が盛んな所をごさいますて、全てが綺麗に整備されているところをごさいます。次の大柄根の3筆ですが、〇〇〇〇〇さんの自宅の傍をごさいますて、果実や野菜が植えてあります。それから桃ヶ迫の畑2筆ですが、これは大柄根公民館があるところですが、県道から右手の山の方に上がったところになります。綺麗に管理されております。この〇〇〇〇〇さんと〇〇さんは親子の関係にあります。現在、譲受人の〇〇さんが耕作されておりまして、今後も地域の農地の利用調整や農業振興に積極的に参与される意思も固く、総合的に判断しましても3条申請の許可は問題ないと思われま

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号受付番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第101号受付番号5番は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第101号受付番号6番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは33ページです。

(議案第101号受付番号6番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： 11番、瀬崎です。

議 長： 11番、瀬崎委員。

11番： 字図が左側が入っていないので判りにくいと思いますが、東の公民館から上に300mの所になります。ここは耕地整備をしたところで、する前は荒地で大きな岩があったところ。当時、所有者が大反対したところで、整備しても自分は耕作しないということで、買い主を探して、何とか買い主が見つかって、売買契約して耕地整備したところ。そういう経緯があります。換地が平成22年にできたのですが、いっこうに申

請をしないものですから、相手が91歳と高齢であるし、もしものことがあれば後に残るものがややこしくなるということから、今回の申請になったものです。現地は長年、譲受人が水稻を作付していますので、何も問題ないと思われれます。以上です。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第101号受付番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第101号受付番号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、議案第102号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。申請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、35ページの議案第102号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第102号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

よろしく願いいたします。

議長： ここで、担当委員の現地調査報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議長： 14番、溝田委員。

14番： 2月20日に武田委員と事務局と現地を見に行きました。場所は根占川北の農協の南側の水田地帯の一番東側の雄川の堤防のすぐ横になります。19年前に雄川の改修に伴う立ち退きで現在の場所に家を建てられています。当時、農地転用の許可はおいているのですが、登記の申請がされていないということです。皆様のご意見ををお願いします。

議長： 補足をいたしますが、溝田委員の説明がありましたように19年前にこの家を建てられて、その時、転用の申請をされて許可がでておりますが、その後を法務局への手続きをされていないということです。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありました。これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第102号受付番号1番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第102号受付番号1番は原案どおり証明することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、39ページをお開きください。

(議案第102号受付番号2番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長： ここで、担当委員の現地調査報告を求めます。

3番： 3番、武田です。

議長： 3番、武田委員。

3番： 20日に現地を調査いたしました。現在の新しい根占中学校の上の方の谷沿いの土地でありまして、一帯は数十年前に植林された杉林の下の方にあたりまして、現地は入ることができないような雑木林になっておりまして、周辺も殆ど山林になっております。農地にはどうしても見えないところでした。申請人が現在、静岡に住んでいらっしゃるということで、今回、先程3条申請がありました兄弟の方に譲渡しようということで、調べてみたら農地であったということで、この証明願いがあったところでございます。現在の状況では農地への復旧は難しい所で、非農地として確認したところでございます。

議長： ただ今、事務局及び担当委員から報告がありました。これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第102号受付番号2番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第102号受付番号2番は原案どおり証明することに決定いたしました。

議長： それでは、次に議案第103号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。受付番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、42ページの議案第103号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

(議案第103号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

18番： 18番、田中です。

議長： 18番、田中委員。

18番： 2月21日に局長、会長、桑田委員、事務局、それから経済課職員が2人、フィルコーポレーションの方が1名と土地のあっせんに関わられた方が1名、土地の面積が大きいものですから、慎重な現地調査を行いました。現地の詳しい地図が53ページに載っていると思いますが、この地図の中で○○○○○○○○となっておりまして、県道に面した三本松のバス停から少し大中尾よりに行ったところで、県道からは竹林になっておりまして、入り口が2~3mしか開いておりませんので見えないところですが、現在は採草地になっておりまして、昨年まで採草をした痕はあるのですが、雑草が相当入って、昨年も良い状態の草ではなかったようです。現地は2種農地ということで、個人で開発されたところで、台帳面積が2丁6反程あるようですが、外から竹山が堰きこんでいる関係で実際は2丁3反程しかないようです。広い農地であることは間違いないわけですが、北側が谷になっており、東側に畑が1筆ありますが、一段高くなっており、周囲に対しては何も影響を及ぼすようなことはないという状況でございました。非常に広大な農地ですが、譲受人の話を聞きますと排水対策その他一切迷惑をかけないということでした。皆様方の審議方、よろしくお願ひいたします。

議長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙

手をお願いします。

事務局： 補足をさせていただきます。今、説明をいたしました、次の議案第104号も関連がありますので、49ページから55ページとありますが、後でこの議案は説明いたしますが、この事案と関連をします。農業振興地域整備計画の変更という位置付けと合わせて出てまいりますので、これを含めて内容をご理解いただきたいと思います、52ページにも同じような事業計画が出されておりますけれど、ここの金額の訂正も同じようをお願いいたします。54ページにこの概要の計画図も添付されております。議案としては別ですけど、同じ内容の事案でございますので、お目通しをしていただいて、ご審議をお願いいたします。

3 番： 3番、武田です。

議長： 3番、武田委員。

3 番： 現地は個人で開拓されたところですか。

事務局： 現場は簡単に重機でおせばすむようなところ。高低差が何メートルもあるような所ではありません。一番低い所と高い所で2～3m位だと思います。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： はっきりとは判りませんが、2年位前に購入した土地ではないですか。

事務局： 5年前に取得されたようです。平成20年に登記をされています。

当初本人さんは、あの一带で子供さん達と肉用牛あるいは他の畜種の農業の経営をしようということで取得された土地だと聞いております。しかし、その後、思ったようにいかずに断念をしたところです。

7 番： 7番、竹之内です。

議長： 7番、竹之内委員。

7 番： 太陽光発電については私も協力したいのですが、ただ、生産性が低いという理由だと、この辺一带は全面的に生産性は低いのではないかと、そうなった場合、全部の土地が転用の希望がくる可能性もあると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局： 生産性の部分では一線は引けないと思います。本人からの申し出では生産性が低いというのがあるのですが、それともう一つには、この土地が2種農地であるということ、2種農地である場合は、農地を転用することについては農地法上は農地は守らないといけません、転用はできると、あくまでも生産性が高いので、そこは残せというもので

はなくて、2種農地であればそういう活用もして良いですよと位置付けがされている場所ですから、本人さんに確認をした中では、畜産経営をされておりますが、その経営改善を考えていらっしゃる。その土地を売り、収益が出てくる。それにより経営改善を考えていらっしゃることも話をされましたけれど、基本的には2種農地であるから農業委員会に諮って審議をしていただいて結論をいただきますけれど、これが許可をしてはならないという土地ではないです。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： 条件に合うのであれば仕方がないが、また出てくる可能性がある。2種農地であれば許可しなければならなくなる。

15番： 15番、吉永です。

議 長： 15番、吉永委員。

15番： 参考までに、この一帯は畜産基地事業として開いた所ではないのでしょうか。

事務局： 畜産基地の建設事業では、先程の写真が載っている53ページ、これの〇〇〇〇〇〇〇〇〇がある左側の道路の下側、この部分が畜産基地事業でなされた場所です。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： 前の委員会でも話をしたように、今後こういう可能性が出てきますので、ある程度の事前的な線引きをすることも必要ではないかと思えます。2種農地だから良いという簡単な考えではなくて、2種農地だけど活用されてるからここはダメとか、エリアみたいなものを引く必要があるように思えます。

7 番： 土地取得費の〇千万円が〇〇〇〇万円になったということですが、これは何時、変更になったのでしょうか。できれば、こういう大事な資料を、変更した金額で作直して出されなかったのか、本当はやっぱり〇千万円ではないのかと勘繰られますので、今日でも差し替えるのが本当ではないかと思えます。

事務局： 現地調査を先程担当委員が申されたとおりに先週の金曜日にしたところでしたが、その段階でこの申請について詳細に審査をしたところ、この金額について、これは意図的にしたものではなくて、業者から訂正が出てきたものです。それで、福岡の本社と連絡をとり、今日の委員会との兼ね合いを考えて、この金額の訂正は必ずするというを前提に上程しております。大変申し訳ございませんが、この書類の訂正というのは、間違

いなくいたします。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： これは本人同士の話し合いでしょうが、10アール当たり〇〇万円ですが、果たしてこういう値段なのでしょう。あまりにも高いような気がします。花之木の茶畑でも10アール当たり〇〇万円前後だったと思いますが。

1番： 1番、堂地です。

議長： 1番、堂地委員。

1番： 私も今、交渉中ですが、10アール当たり〇〇万円です。

議長： 他にございませんか。書類につきましては、皆様方に事前に配付しておりまして、最初に訂正を申し上げれば良かったのですが、説明の段階で申しましたことをお詫びいたしますが、故意にこういうことをしたわけではございませんので、ご了承ください。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第103号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第103号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第104号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をもとめます。

事務局： それでは、議案第104号の議案書をご覧ください。議案第104号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第104号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、申請地は先程の第5条の申請地になります。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の報告をもとめます。

18番： 18番、田中です。

議長： 18番、田中委員。

18番： 先程の議案と同一案件でございますが、現地調査は先程のとおりでございます。先程も申しましたように非常に面積が広大でございますので、調査の方も慎重にということ
で54ページに配置図がございますが、道路から入りまして端の方まで雑草の中を歩いて
真剣に調査しました。農振除外については、周りの農地に影響があるといけませんので
慎重に検討しました。皆様方のご審議をお願いします。

議長： ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これについてご意見はありません
か。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第104号受付番号1番について原
案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第104号受付番号1番は原案のとおり承認し町長に意見を
送付します。

議長： 次に、議案第105号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、56ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を
求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第105号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし
ていると考えます。以上、よろしく願いいたします。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございました
ら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： これより、質疑に入りますが、議席番号13番、半田委員が受付番号19番・20番
に議題提出がございます。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条議事参与の制
限により席を外していただきます。

(議席番号13番 半田委員退席)

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第105号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第105号は原案のとおり決定いたしました。

(議席番号13番 半田委員入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。
次にその他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申し出について
②行事予定について

議 長： よろしいですか。以上をもちまして、平成26年2月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員